

大崎自然公園交流広場利用規約

この利用規約は、川棚大崎自然公園（川棚大崎海水浴場・レクリエーション施設）指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う大崎自然公園交流広場（以下「交流広場」という。）の利用条件を定めるものです。

交流広場に関する利用上の注意やお知らせ（以下、併せて注意事項と言う）もこの利用規約に含まれますので、ご利用になる前に必ずご参照ください。なお、この利用規約本文と注意事項の内容が異なる場合は、注意事項が優先して適用されます。

1：自己責任の原則

- ①交流広場は、利用者の自己責任とマナー・モラルに基づく節度ある利用を前提としています。したがって、交流広場利用において利用者自身の責任によってご利用ください。
- ②利用者による交流広場利用時に発生したトラブル・紛争が起こった場合は、当該利用者の責任にて解決していただきます。また、第三者または指定管理者が損害を被った場合は、当該利用者の責任と費用で損害を賠償していただきます。

2：注意・禁止事項

- ①交流広場内への火気類（花火・焚火等）の持込と使用を禁止します。
- ②交流広場内にスパイクの付いた靴での進入及び持込を禁止します。
- ③交流広場内での喫煙（電子タバコ含む）は禁止します。
- ④人工芝フィールド内での給水・補給を除く飲食を禁止します。
- ⑤人工芝フィールド内へのペット類の進入を禁止します。
- ⑥人工芝フィールド外で靴などに付着した泥などは十分に除去しご利用下さい。
- ⑦個人、チーム、グループから出たゴミ等は各自お持ち帰りください。
- ⑧フェンスの戸は常に固定し、利用後は戸締りの確認を必ず行って下さい。
- ⑨交流広場及び周辺での事故・トラブルについて、指定管理者での責任は一切負わず、利用者間での協議・対処を行う事とします。
- ⑩上記各号の他、法令、または利用規約に違反する行為。公序良俗に違反する行為。指定管理者の運営を妨害する行為。他の利用者などの第三者に対して妨害・不利益を与える行為。
- ⑪上記各号の他に、指定管理者が緊急的に施す注意・禁止事項。

3：利用形態

①通常利用

交流広場（ホッケー場）及びテニスコートの昼間利用及び夜間ナイター利用

②団体利用会員制度利用

各種スポーツ協会、愛好会、地区老人会等での団体組織による、年度における登録制度での利用料金減免利用。ただし交流広場利用における利用料金減免であり、ナイター利用については除外します。

③交流広場常備品について、交流広場利用者に限り無料にて貸出しします。

※常備品

■ホッケー競技用備品

ゴールポスト（キャスター付き）	1組	JHA 新規格対応防音・衝撃吸収マット付
試合用時計	1台	幅140×高180（キャスター・ストッパー付）
得点表示板	1台	幅180×180（キャスター・ストッパー付）
選手交代用表示ボードセット	2組	30枚入×2組
コーナーポール	1組	4本組・フラッグ付
コーナーポール専用台	4台	人工芝用
スティックスタンド	2台	幅80×80

■会場設営用

コート周囲ネット	122台	H50cm×W2m (L=244m)
コート周囲ネット	33台	H120cm×W2.5m (L=80m)
ラインテープ	500m	BL-1300 幅80mm 20m×25本

■レクリエーション用

ユニバーサルホッケーセット	1式	スティック12本/ボール6個/プレートガード12枚
ユニバーサルホッケーゴール1対	1組	幅100×高90 折りたたみ式2台セット

■大会・イベント用

イベント用テント（切妻）	6張	サイズ：2間×3間（天幕：白）
イベント用テント（片ながれ）	4張	サイズ：1.5間×3間（天幕：白）
ベンチ	8脚	W1500×D540×H405（色：シルバー）
折りたたみテーブル	10台	W1800×D450×H700（3人掛け）
折りたたみイス	50脚	W487×D460×H746

4：交流広場利用受付

川棚大崎自然公園交流広場管理棟にて、交流広場利用の利用申請・利用料金精算及び利用当日の受付を行います。

①利用申請及び利用料精算

- ・利用料金は、利用申請時に精算頂き、領収証を発行します。
- ・利用当日における悪天候及び一部の事情を除く利用中止は、利用料金を返却します。
- ・利用者の事情による利用日当日の利用中止の場合、利用料金の返却は行いません。

②利用日当日の受付

- ・利用日当日、申請者または代表者は利用開始前に管理棟にて利用開始受付を必ず行ってください。

5：利用料金

①交流広場（ホッケー場）

項 目	時間：1時間当たり
全面利用	2,000円
半面（1/2）利用	1,200円
1/4面利用	800円

②テニス場

項 目	時間：1時間当たり
1面利用	800円

③交流広場（ホッケー場）ナイター照明

項 目	時間：30分当たり
全面利用	600円
半面（1/2）利用	400円
1/4面利用	300円

④テニス場ナイター照明

項 目	時間：30分当たり
1面利用	1,500円

⑤利用料金減免基準

別紙 大崎自然公園交流広場減免基準による

6：利用時間

①交流広場（ホッケー場）及びテニス場利用時間

午前7：00 ～ 午後10：00

②ナイター照明利用時間

午後5：00 ～ 午後10：00

7：貸出品（有料）

①グラウンドゴルフ用具

スタートマット・ゴールポスト（1コート1式：8ホール）：1,000円

別 紙

大崎自然公園交流広場減免基準

- 1：団体等が川棚町内の施設等に宿泊して、交流広場を利用する場合。
※団体について、10名以上の規模とする。
- 2：川棚町内の自治会が地域交流のために利用する場合。
※10名以上の団体で利用するものに限る。
- 3：大崎自然公園交流広場団体利用会員制度に入会している団体が利用をする場合。
※団体利用会員とは、川棚町に在住、在勤、在学する者を1名以上含む、各種スポーツ協会
愛好会、地区老人会など10名以上で構成された団体。
- 4：川棚町内の高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等が主催する行事及び大会等を催す場合。
- 5：川棚町内の高校及び中学校の部活動利用の場合。

■減免による利用金額

・交流広場（ホッケー場）

項 目	交流広場利用料金 1時間当たり
全面利用	1, 0 0 0 円
半面（1/2）利用	6 0 0 円
1/4面利用	4 0 0 円

■免 除

- 1：川棚町（川棚町教育委員会を含む）が、主催または指定する事業及び行事を行う場合。
- 2：指定管理者が主催する事業。
- 3：その他、川棚町及び指定管理者が必要と認めた場合。